

医療機関様・介護事業者様・調剤薬局様向け ファクタリング&ローン



医療機関様・介護事業者様・調剤薬局様向け ファクタリング&ローン

当社は、医療機関様・介護事業者様・調剤薬局様向けに診療報酬債権等*1を活用した資金調達の支援を行っております。

ファクタリングの初回実行月には、お客様のお手元にとまっていた資金として、最大で診療報酬等請求額の4ヶ月分相当額*2を調達できるため、『優秀な医師や看護師を採用したい』『設備投資をしたい』『資金繰りを楽にしたい』などのご要望に活用することができます。

*1 診療報酬債権等とは「診療報酬債権」「介護報酬債権」「調剤報酬債権」の総称をいいます。

*2 ファクタリングとローンを組み合わせたときの最大値となります。

サービスの概要

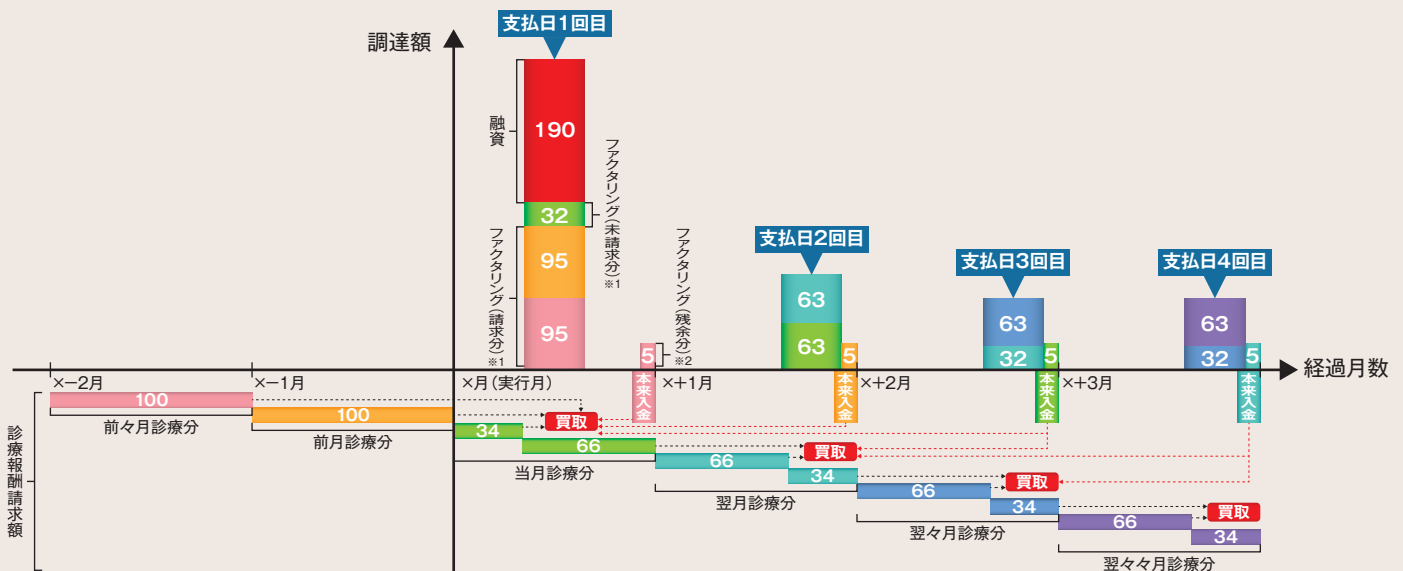
ファクタリング

対象債権	診療報酬債権・介護報酬債権・調剤報酬債権
支払金	請求分(優先金) 支払担当機関へ請求した診療報酬債権等の請求金額×掛目 残余分(劣後金) 支払担当機関から入金された金額-請求分支払金 未請求分(中間金) 月初から支払日の原則3営業日前までの診療報酬債権等の金額×掛目
事務手数料	契約事務手数料 33万円(税込)~ 月次事務手数料 0.4%~
掛目(支払金割合)	85%~95%
支払日	原則、すべての支払担当機関からの入金後5営業日以内
譲渡期間	原則2年間(更新可能)
備考	未請求分支払金には上限額があります。

ローン

対象者	当社とファクタリングのお取引がある 医療機関様・介護事業者様・調剤薬局様
融資額	原則、診療報酬債権等の2ヶ月分相当額を上限とします
金利	年率4.8%~15.0%
融資期間	原則1年以内(借換可能、但し要審査)
保証人	原則必要
遅延損額金	年率14.0%
担保	診療報酬債権等の将来債権
返済回数	原則12回
返済方法	原則元金均等返済

サービスの仕組み(イメージ図となります)



※1 ファクタリング(請求分及び未請求分)のお支払額は、診療報酬債権の金額に掛目を乗じた金額から事務手数料を控除した金額となります。

※2 支払担当機関より入金された金額からファクタリング(請求分及び未請求分)にてお支払いした金額を控除した金額が残余分となります。

MITA SECURITIES

Medical Finance



実行までのフロー

お問い合わせ お取引を希望されるお客様は、下記より当社までお問い合わせください。

▼

審査

ファクタリングまたはローンをご利用いただくにあたり、必要書類(※1)をご用意いただきます。必要書類については当社までお問い合わせください。審査内容を基に、事務手数料・掛目・実行時期や融資金額等の諸条件をご提示いたします。

▼ 目安:約2~10営業日後

※1 例:決算書・税務申告書の写し、診療報酬等請求書の写し、支払決定通知書の写しなど

▼

ご契約

お客様と当社との間で契約を締結させていただきます。

▼ 目安:約2~10営業日後

実行

お客様から支払担当機関へ提出した診療報酬等請求書を確認後、最短2営業日後に当社からお客様にファクタリング代金および融資金額(もしあれば)を送金します。

【留意事項】

- ・本案内のファクタリングおよびローンは、お客様の経営成績や財政状態等の理由によりご希望に沿えない場合があります。
- ・案内に記載された内容は、予告なしに変更またはその取扱いを中止する場合があります。
- ・事前調査で知りえたお客様の情報については、厳に秘密を保持いたします。

お申し込み・お問い合わせ

当社担当者に直接お電話・メールを頂くか、当社ホームページよりお申し込み、お問い合わせをお願いいたします。

電話番号 **03-3666-0039**

Mail **qa@mitasec.com**

WEBサイト **https://mitasec.com**

トップページ下部の資料請求・お問合せフォームをクリックして、所定の事項とお問合せ内容をご記入の上、送信してください。

会社概要

商号 三田証券株式会社 (Mita Securities Co., Ltd.)
登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
貸金業者 東京都知事(8)第27088号
宅地建物取引業者 東京都知事(1)第103950号
不動産特定共同事業者 金融庁長官・国土交通大臣第76号
設立年月 昭和24年(1949年)7月
資本金 5億円
代表者 代表取締役社長 門倉 健仁

所在地 東京本社 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3番11号
大阪支店 〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
加入金融商品取引所 東京証券取引所、大阪取引所
加入協会 日本証券業協会、日本貸金業協会
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
指定紛争解決機関 (金商)特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
(貸金)日本貸金業協会、貸金業相談・紛争解決センター
適格請求書発行事業者登録番号 T6010001058171

当社が取り扱っている商品・サービス等(以下「商品等」という。)をご利用頂く際には、各商品等に所定の手数料・諸費用等(以下「手数料等」という。)をご負担頂く場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。なお、取引の形態や内容によって各々の取引の条件が異なってくるため、一般的なサービスの概要を説明した本資料には手数料等や個別取引のリスクを記載できておりません。各商品等にかかる手数料等及びリスクについては、契約締結前交付書面、目論見書その他説明書類(以下「説明書類等」という。)を十分にご確認下さい。投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。